



# 鳥取県公報

令和4年2月4日(金)  
第9371号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可(41)(市町村課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定(42)(福祉監査指導課) . . . . . 2
	青少年に有害な図書類の指定(43)(子育て王国課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の変更(44)(農地・水保全課) . . . . . 2
	被害拡大防止森林の区域の変更(45)(森林づくり推進課) . . . . . 3
	保安林の指定施業要件の変更予定(46)(〃) . . . . . 3
	指定障害児通所支援事業者の指定(47)(中部総合事務所県民福祉局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定(48)(〃) . . . . . 4
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出(49)(西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 4
	開発行為に関する工事の完了(50)(西部総合事務所環境建築局) . . . . . 4
◇ 公 告	自衛官の募集(危機対策・情報課) . . . . . 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活安全企画課) . . . . . 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(〃) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(2件)(教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 7
	落札者の決定(鳥取県立中央病院) . . . . . 14

# 告 示

## 鳥取県告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を令和4年1月27日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア米子	米子市安倍200-1	ころね訪問看護ステーション西福原	米子市西福原五丁目5-33	令和4年1月13日

## 鳥取県告示第43号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号、第2号及び第3号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7310	雑誌	裏グッズカタログ2022	ISBN978-4-86673-279-4	株式会社三オブックス
7311	〃	昭和の不思議101 2021-2022年冬の男祭り号	ISBN978-4-8130-4381-2	株式会社大洋図書
7312	〃	闇世界DX	ISBN978-4-86653-574-6	株式会社コアマガジン
7313	〃	異常な国ニッポンDX	ISBN978-4-86653-575-3	〃
7314	〃	実話ナックルズ 月刊2・3月合併号	4910048770321-00537	株式会社大洋図書
7315	書籍	フェイクゴシップ	ISBN978-4-8019-7386-2	株式会社竹書房
7316	〃	南くんはその声に焦らされたい	ISBN978-4-7730-6224-3	株式会社笠倉出版社
7317	〃	アリエナイ工作事典	ISBN978-4-86673-249-7	株式会社三オブックス
7318	〃	アリエナイ医学事典	ISBN978-4-86673-163-6	〃

## 鳥取県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農地中間管理機構関連

農地整備事業（皆生地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年2月4日から同月24日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

---

#### 鳥取県告示第45号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 鳥取県告示第46号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の1から1188の11まで、1188の13から1188の21まで、1188の29から1188の33まで、1188の38から1188の44まで、1188の48、1188の50から1188の52まで、1188の54から1188の57まで、1188の60、1188の62から1188の69まで、1188の71、1188の72、1188の75、1188の76、1188の82から1188の84まで、1188の88から1188の94まで、1188の97、1188の99、1188の100、1188の101、1188の104から1188の132まで

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第47号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社 BB3	倉吉市湊町 569-5	スイッチーズ2 come	倉吉市広栄町889-8	児童発達支援、放課後等 デイサービス	令和4年1月 26日

鳥取県告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月4日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社土屋	ホームケア土屋鳥取	倉吉市海田西町二丁目57-1	令和4年2月1日	訪問介護

鳥取県告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
株式会社 FAM	境港市渡町 2963-1	After school fam	米子市葭津1657-1	放課後等デ イサービス	令和4年1 月31日

鳥取県告示第50号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年2月4日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和3年7月9日 鳥取県指令第202100097108号  
令和4年1月14日 鳥取県指令第202100253434号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市清水町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎七丁目1-1

アーバンネットワーク株式会社 代表取締役 松本 幸治

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和3年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生  
陸上要員（男）、海上要員（男）
- 2 募集期間  
令和4年1月31日（月）から同年2月28日（月）まで
- 3 試験種目  
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
  - （1）筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）  
令和4年3月6日（日）から同月8日（火）までの任意の1日  
（予備日：令和4年3月9日（水））
  - （2）口述試験及び身体検査  
令和4年3月12日（土）  
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 5 合格発表予定日  
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期  
令和4年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格  
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 8 問合せ先
  - （1）各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
  - （2）自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等  
本部（0857-23-2251）  
鳥取募集案内所（0857-26-4019）  
倉吉地域事務所（0858-47-3250）  
米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年2月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。(定員15人)

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和4年3月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和4年2月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年3月27日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
令和4年3月14日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和4年3月28日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員

令和4年3月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和4年3月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年3月15日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年3月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年3月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,700円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称

県立学校（東・中部地区）教職員パソコン等 一式

## (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

## (3) 借入期間

令和4年11月1日から令和8年10月31日まで（48ヶ月）

## (4) 納入期限

令和4年10月31日

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和4年2月15日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

## (5) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7933

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和4年2月4日（金）午前11時から同月28日（月）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年2月4日（金）から同月28日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年3月16日（水）から同月23日（水）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、令和4年3月22日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和4年3月23日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和4年2月28日（月）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

### (7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

### (1) Nature and quantity of the products :

A suite of computers for prefectural schools to be leased

A suite of software to be purchased

### (2) February 28, 2022 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

### (3) March 23, 2022 noon: Time-limit for submission of tenders

(March 22, 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

### (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL : 0857-26-7933

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称

県立学校（中・西部地区）教職員パソコン等 一式

### (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

### (3) 借入期間

令和4年11月1日から令和8年10月31日まで（48ヶ月）

### (4) 納入期限

令和4年10月31日

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和4年2月15日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

### (5) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

## (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7933

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

## (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和4年2月4日（金）午前11時から同月28日（月）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

令和4年2月4日（金）から同月28日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和4年3月16日（水）から同月23日（水）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、令和4年3月22日（火）午後5時までとする。

## イ 開札日時

令和4年3月23日（水）午後1時以降

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

- (3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。
- (4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和4年2月28日(月)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
- イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

### (7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

### (1) Nature and quantity of the products :

A suite of computers for prefectural schools to be leased

A suite of software to be purchased

(2) February 28, 2022 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 23, 2022 noon: Time-limit for submission of tenders

(March 22, 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL : 0857-26-7933

-----  
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

1 調達件名及び数量	鳥取県立中央病院清掃等業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和3年12月27日
4 落札者の名称及び所在地	鳥取ビルクリーナー株式会社 鳥取市本町四丁目217
5 落札金額	312,840,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和3年11月16日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立中央病院事務局総務課 鳥取市江津730